

准看護師の方へ

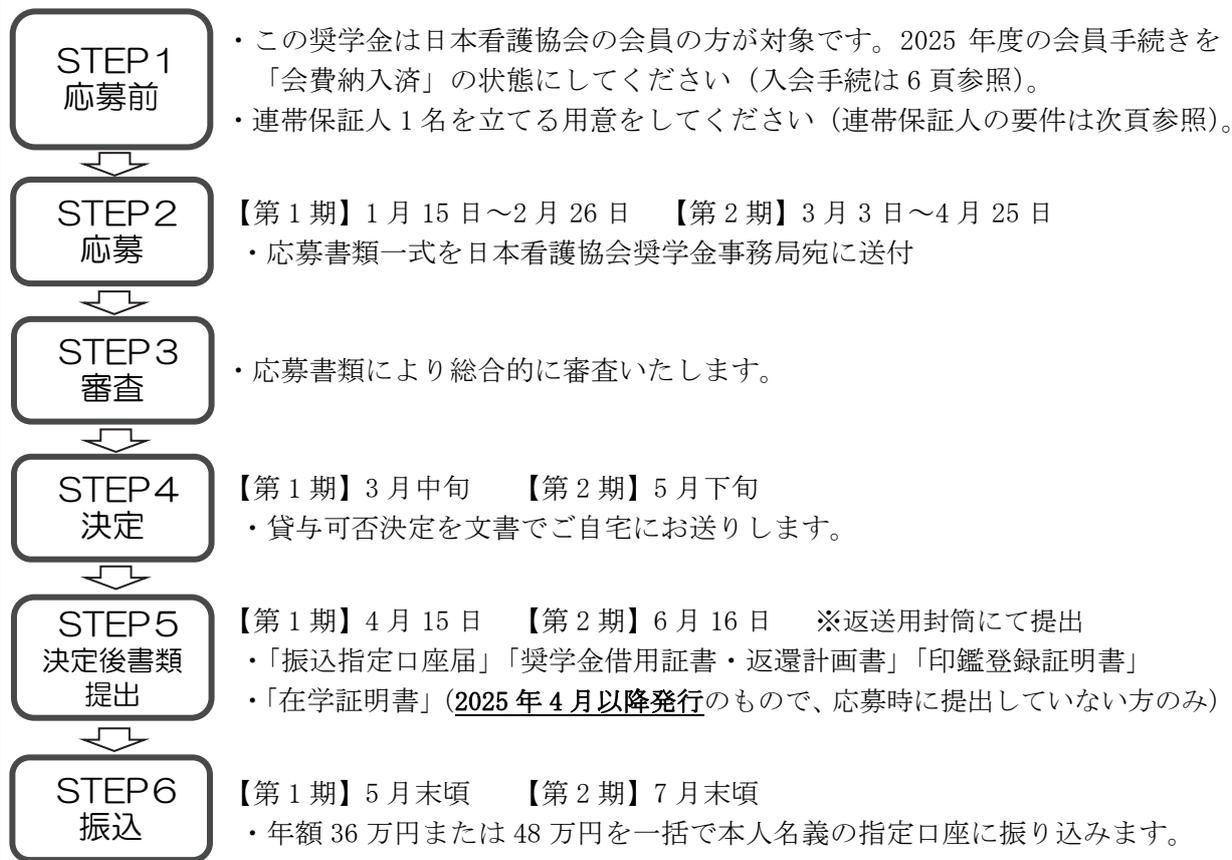
看護師学校養成所 2年課程（通信制）進学者
に対する奨学金
2025年度 募集要項

日本看護協会は、准看護師の方の進学支援に取り組んでいます。
この奨学金は、2009年に会員の皆様の声を受け創設されました。
2年課程通信制で学ぶにあたっては、授業料以外にも、教科書代や、
実習・面接授業に参加するための交通費・宿泊費、その他諸々の費用が
かかります。この奨学金を借りた多くの方から、”この奨学金があった
ので不安なく勉強に取り組めた”といったお声が届いています。
ぜひ、この奨学金を進学の際にお役立てください。



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

応募から振込までの流れ



全体の流れ（応募から返還まで）



※返還が完了するまで、看護協会の会費の納入が必要です。

1. 応募資格

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1) 日本看護協会の会員であること（2025 年度の会員手続きが「会費納入済」の状態でなければ応募できません）
 - 2) 看護師学校養成所 2 年課程（通信制）に在籍していること（入学許可も含む）
- ※ 日本国籍がない場合、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること

2. 奨学金の貸与期間および金額

【期 間】 貸与期間は在学中の 1 年間または 2 年間

【金 額】 年額 36 万円または 48 万円（任意選択）を無利息で 1 年ごとに貸与

3. 奨学生採用数

第 1 期：約 100 名、第 2 期：約 100 名

4. 応募期間

第 1 期：2025 年 1 月 15 日（水）～ 2 月 26 日（水） ※ 必着

第 2 期：2025 年 3 月 3 日（月）～ 4 月 25 日（金） ※ 必着

5. 新規入会 / 継続手続きについて

この奨学金は本会会員の方が対象です。2025 年度の会員手続きを「会費納入済」の状態にしてください（入会手続きについては 6 頁参照）。

6. 連帯保証人の要件および責任について

連帯保証人 1 名が必要です。次のすべての要件を備える者としします。連帯保証人は、奨学生と連帯して返還の責任を負います。

- 1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- 2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- 3) 国内に住所を有すること
- 4) 奨学生との連絡が確保されること

* 連帯保証人と奨学生との続柄は問いません。配偶者を含むご家族も連帯保証人とすることができます。但し、お勤めまたは自営業による収入がある方が対象です。年金収入のみの方は該当しません。

7. 応募書類・応募方法

※7～8頁でもご覧いただけます

全員提出	① 様式1 奨学金願書・履歴書 ② 様式2 誓約書 ③ 在学証明書（2025年4月以降発行） ④ 本人の収入証明書類 ⑤ 連帯保証人の収入証明書類
借入金が ある場合	⑥ 様式3 借入返済計画表 ⑦ 他の借入金の現在の借入状況がわかる書類の写し

① 様式1 奨学金願書・履歴書	9頁
② 様式2 誓約書	13頁
③ 在学証明書（2025年4月以降発行） ・3月以前に応募される方 応募時は、合格通知または学生証（既に在学中の方）の写しをご提出ください。 4月以降に在学証明書を改めてご提出いただきます。	各自で用意ください
④ 本人の収入証明書類 ・令和6年分の「給与所得の源泉徴収票」の写し 「源泉徴収票」の勤務先と現勤務先が異なる場合は、現勤務先の「在職証明書」の原本をご提出ください。	
⑤ 連帯保証人の収入証明書類 1) 連帯保証人がお勤めの方 ・令和6年分の「給与所得の源泉徴収票」の写し 「源泉徴収票」の勤務先と現勤務先が異なる場合は、現勤務先の「在職証明書」の原本をご提出ください。 2) 連帯保証人が自営業の方 ・令和5年分の「納税証明書（その2）」の原本 税務署が発行するもので、税目は「申告所得税及復興特別所得税」に限る。 ※ 納税証明書は「その1」～「その4」までありますのでご注意ください。	
⑥ 様式3 借入返済計画表	16頁
⑦ 他の借入金の現在の借入状況がわかる書類の写し (借入先発行の返済予定表など)	各自で ご用意 ください

※ 他の借入れとは

住宅ローンやマイカーローン、カードローン、他機関の奨学金（返済要のもの）など、返済が必要な借入金すべてを含みます。但し、ご家族名義の住宅ローンで、自身は連帯債務者でなく返済にも関与していない場合などは除外します。

- ご記入にあたっての注意事項
応募書類は黒のボールペンで記入してください（消える可能性のあるものは使用不可）。
- 提出された書類は返却いたしません。
- 応募書類の記載事項が事実と異なる場合や、在学証明書の提出がない場合は、採用を取り消し、既に奨学金を貸与している場合は、その全額をただちに返還していただきます。

【応募方法】

応募書類一式（次頁参照）を各応募期間内に下記までご送付ください。
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
公益社団法人 日本看護協会 管理部業務 2 課 奨学金事務局
看護師学校養成所 2 年課程（通信制）進学者に対する奨学金担当

STEP3・4
審査・決定

8. 奨学金の審査・貸与決定

申込期日までに到着した応募書類により総合的に審査し、決定します。
審査結果は、書面でご連絡します。

第1期 3月中旬

第2期 5月下旬

なお、貸与が決定した方には、「決定後の提出書類」を同封します。

STEP5
決定後書類
提出

9. 貸与決定後の提出書類（奨学金貸与の審査結果に同封）

奨学金貸与が決定された方は、下記書類一式に記入の上、奨学金事務局宛に同封の返送用封筒にて提出してください。なお、下記 3) および 4) は各自で取得してください。※4) は 2025 年 4 月以降発行の在学証明書を提出していない方のみ、5) は日本国籍がない方のみ

- 1) 様式 4 奨学金振込指定口座届
- 2) 様式 5・6 奨学金借用証書・奨学金返還計画書
※奨学金借用証書は、連帯保証人と連署すること
- 3) 印鑑登録証明書
奨学生および連帯保証人ともに、誓約書ならびに奨学金借用証書に捺印した実印の印鑑登録証明書を提出すること（取得 3 か月以内）
- 4) 在学証明書（2025 年 4 月以降発行・未提出の方のみ）
- 5) 日本国籍がない場合、「住民票」および在留資格の記載されている証明書の写し

【書類提出期限】 第 1 期 2025 年 4 月 15 日（火） 必着
第 2 期 2025 年 6 月 16 日（月） 必着

- 貸与前に辞退する場合
本会から同封の「辞退届」をご提出ください。

STEP6
振込

10. 奨学金の振込み

振込金額：年額 36 万円または 48 万円を一括振込み（奨学生本人名義の口座）

振込時期：第 1 期：5 月末頃 第 2 期：7 月末頃

- 提出書類に不備がないことが振込みの条件です。
- 2 年間貸与決定した方は、翌年の 7 月末頃に 1 年目と同額を同口座に振込む予定です。

11. 奨学生とは

奨学金の貸与を受けた者は、奨学金を全額返還するまでの間、奨学生といえます。

【奨学生の義務】（奨学金規程第 10 条）

- ・奨学金を全額返還するまでの間、各年、会費を納入しなければなりません。
- ・奨学金を全額返還するまでの間、本会と必ず連絡が取れる状態とし、自宅および勤務先の住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、本会に届け出なければなりません。

12. 奨学金の返還

- 1) 返還開始：最終貸与年の翌年 10 月
- 2) 返還期間：最長 4 年以内に一括または分割により全額返還（無利息）

奨学金振込年	返還期間
2025 年のみ	2026 年 10 月 1 日から返還開始、2030 年 9 月 1 日までに返還終了
2025 年・2026 年	2027 年 10 月 1 日から返還開始、2031 年 9 月 1 日までに返還終了

- 3) 返還方法：一括、月賦（毎月均等額）、半年賦（年に 2 回均等額）、月賦・半年賦併用から選択し、毎月 1 日に指定口座から自動口座引き落とし

【参考】月賦・半年賦 最低分割返還金額（単位：円）

貸与総額	月賦（全48回）	半年賦（全8回）
960,000	20,000	120,000
720,000	15,000	90,000
480,000	10,000	60,000
360,000	7,500	45,000

■滞納した場合

奨学金の返還が遅滞したときは、奨学生および連帯保証人に対し、残額の一括返還請求（奨学金規程第 18 条）や法的措置（同規程第 20 条）をとらせていただきます。

【法的措置事例】（奨学生本人と連帯保証人に対して実施）

- ① 弁護士による支払催告状の送付
- ② 裁判所への訴訟提起
- ③ 裁判上の和解による決定
- ④ 強制執行

■次の場合には、奨学生の身分を喪失します。

- ・奨学金規程第3条に定める奨学生の受給資格を喪失したとき
- ・心身の障害により修学の継続ができないとき
- ・休学期間が1か年を超えるとき
- ・奨学金を全額返還するまでの間、各年、会費納入確認が取れないとき
- ・その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

進学準備として
「気になる！お金のなし」
ぜひご覧ください。



13. 届出事項に変更があった場合の手続き

下記書類をすみやかに提出してください。

【提出書類】様式8「変更届（奨学生本人）」

様式9「変更届（連帯保証人）」

【変更内容】奨学生：氏名、現住所、電話番号、メールアドレス、勤務先
教育機関、休学、停学、復学、退学

連帯保証人：氏名、現住所、電話番号、メールアドレス、勤務先

【添付書類】氏名変更の場合「戸籍抄本」、住所変更の場合「住民票」の写し

【変更届の入手方法】

下記よりダウンロードし、送付してください。

印刷が困難な場合は、下記までお問い合わせください。

日本看護協会ホームページ>「看護職の皆さまへ」>「奨学金・助成金」>
「奨学金制度」>「看護師学校養成所2年課程（通信制）進学に対する奨学
金」>「関連書類」

[https://www.nurse.or.jp/nursing/scholarship_subsidy/scholarship/
ninenkatei/document.html](https://www.nurse.or.jp/nursing/scholarship_subsidy/scholarship/ninenkatei/document.html)



【提出・お問合せ先】

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

公益社団法人 日本看護協会 管理部業務2課 奨学金事務局

看護師学校養成所2年課程（通信制）進学者に対する奨学金担当

電話番号：03-5778-8543（平日9:00～12:00、13:00～17:00）

E-mail : shogakukin@nurse.or.jp

14. よくあるご質問

Q1：初めて看護協会に入会しますが、応募できますか？

A1：新規入会年度にご応募いただくことは可能ですが、奨学金応募時点で
2025年度の会員手続きが「会費納入済」の状態であることが条件です。
なお、貸与は応募書類により総合的に審査し決定します。

Q2：都道府県看護協会と日本看護協会の両方に入会するのですか？会費はいくらかかりますか？

A2：都道府県看護協会の会員の方が日本看護協会に入会できますが、同時に
入会手続きが可能です。
日本看護協会は年会費のみの5,000円です。都道府県看護協会の会費等
は協会ごとに異なりますので、該当の協会にお問い合わせください。

Q3：日本看護協会にはどのように入会するのですか？

A3：次の入会窓口にお問い合わせのうえ、入会申込書を入手してください。
・勤務先がある場合：勤務先所在地の都道府県看護協会
・勤務先がない場合：居住地の都道府県看護協会
なお、勤務先に会員手続を取りまとめている方がいらっしゃる場合は、
施設代表者から入会申込書を入手してください。

入会手続

公式HP <https://www.nurse.or.jp/> ⇒ 入会のご案内



※ 2025年度の新規入会受付は、2024年10月頃より行います。

Q4：他の奨学金や学資ローンなどの借入れがありますが、応募できますか？

A4：ご応募いただけます。次頁の「他の借入がある方のみ提出する書類」を応募時にご提出ください。

Q5：奨学金が振り込まれました。看護協会を退会してもよいですか？

A5：奨学金が振り込まれると、貴方は奨学生となります。奨学生の義務として、奨学金を全額返還するまでの間、各年、看護協会の会費を納入しなければなりません。

全員提出する書類 ①～⑤

※ 既に在学中の方

④ 本人の収入証明書類 (右記 1 か 2)
 ⑤ 連帯保証人の収入証明書類 (右記 1 か 2)

③ 3月以前応募者: 合格通知または学生証[※]の写し
 4月以降応募者: 在学証明書の原本 (4月発行)

② 様式 2 誓約書

① 様式 1 願書・履歴書

切手

〒150-0001
 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
 公益社団法人 日本看護協会
 奨学金事務局
 看護師学校養成所 2年課程
 通信制進学者に対する奨学金
 担当 行

封筒

1. お勤めの場合

令和 6 年分の
「給与所得の
源泉徴収票」

写し

源泉徴収票の勤務先が
現勤務先と異なる場合
は、現勤務先の在職証明
書の原本を提出してく
ださい。

在職証明書

原本

2. 自営業の場合

令和 5 年分の
「納税証明書
(その 2)」

原本

- ・納税証明書は、税務署が
発行するものに限り
ます。
- ・納税証明書は、(その 1) ~
(その 4) まであり
ます。
「納税証明書 (その 2)」
(税目は「申告所得税及
復興特別所得税」) を
ご提出ください。

他の借入がある方のみ提出する書類 ⑥⑦

⑥ 様式 3
借入返済計画表

+

⑦ 他の借入金の現在の借入
状況がわかる書類の写し
(借入先発行の返済予定
表など)

→ ⑦の詳細は、次頁参照

該当するかどうかの判定

あなた自身に応募日現
在、他の借入金(※)があ
りますか?

NO

該当者ではありません。
「全員提出する書類」①～⑤
のみご提出ください。

YES

同一生計の家族の方には、応
募時現在、他の借入金があ
りますか?

NO

YES

上記⑥と、あなた自身および
同一生計の家族の方の⑦の
ご提出が必要です。

あなた自身の分の、
書類(⑥⑦)提出が必要です。

※ 他の借入金とは
住宅ローンやマイカーローン、カードローン、他機関の奨
学金(返済要のもの)など、返済が必要な借入金すべてを
含みます。
ただし、ご家族名義の住宅ローンの場合で、自身は連帯債
務者でなく返済にも関与していない場合などは、あなた
自身の借入金とはみなしません。

◆ ⑦ 他借入がある方のみ提出する書類⑦

⑦ 他借入金の現在の借入状況がわかる書類の写し
(借入先発行の返済予定表など)



・借入先が発行した、次のA・B・Cが載っている紙面をコピーしてご提出ください。

- A 借入者の名義
- B 毎月の返済金額
- C 応募時点の残高

例

●●ローン 返済予定表

●年●月●日

▲▲▲銀行

ご住所

お名前 **A**

借入内容

回数	返済日	元金	利息	残高
			B	C

借入者の名義の記載があるかをチェック!

応募時点の残高が記載されているかをチェック!

毎月の返済金額が記載されているかをチェック!

※上記は例ですので、A~Cがわかるものであれば、形式は問いません。ただし、A~Cはすべて読み取れるようご用意ください。(複数枚でも可)

全員提出

様式 1

看護師学校養成所2年課程（通信制）進学者に対する奨学金
願書・履歴書

公益社団法人日本看護協会長 様

日本看護協会
会員番号2025年度の会費が、納入済であることが応募条件です。
納入済であれば、をしてください。

入会年度 西暦

年度

会員歴（通算）

年

※ 太線内はすべてご記入ください。

記入日 西暦 年 月 日

氏名	フリガナ（姓）	フリガナ（名）		印
	漢字（姓）	漢字（名）		
生年月日	西暦 年 月 日生	満 歳	男 ・ 女	
現住所	〒 都 道 府 県			
電話番号	- -	PCメールアドレス		
携帯電話	- -	携帯メールアドレス		
在籍学校名				
入学年月	西暦 年 月	卒業予定年月	西暦 年 月（予定）	
2025年4月現在の学年	年生			
貸与希望額（年額）	36万円 ・ 48万円 ※36万円・48万円のいずれかに○を付してください			
奨学金貸与希望期間	1年間 ・ 2年間 ※1年間・2年間のいずれかに○を付してください。2年生の場合、1年間のみ申請できます。			
勤務先 ない 場合は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/>	名称			
	所属部署	TEL - -		
	所在地	〒 都 道 府 県		
ご自身の他の借入金	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⇒有の場合、下記チェックリスト【他の借入がある方のみ】の書類も提出してください。			

※ 他の借入とは、住宅ローンやマイカーローン、カードローン、他機関の奨学金（返済要のもの）など、返済が必要な借入金すべてを含みます。ただし、ご家族名義の住宅ローンの場合で、自身は連帯債務者でなく返済にも関与していない場合などは、除外します。

【チェックリスト】

本紙「願書・履歴書」の他、下記すべてを用意しにを入れてから、本紙と共に封入し送付してください。【全員提出】 様式2 誓約書 学校証明書類（下記※1参照）本人および連帯保証人の収入証明資料（下記※2参照）【他の借入がある方のみ】 様式3 借入返済計画表 他の借入金の現在の借入状況がわかる書類の写し（返済予定表等）

※1 2025年3月以前応募者：合格通知の写し（既に在学中の場合は学生証の写し）
2025年4月以降応募者：在学証明書の原本（2025年4月以降発行のもの）

※2 応募者本人：令和6年分の「給与所得の源泉徴収票」の写し。源泉徴収票の勤務先が現勤務先と異なる場合は、現勤務先の在職証明書原本をご提出ください。

連帯保証人がお勤め：令和6年分の「給与所得の源泉徴収票」の写し。源泉徴収票の勤務先が現勤務先と異なる場合は、現勤務先の在職証明書原本をご提出ください。

連帯保証人が自営業：税務署が発行する、連帯保証人の令和5年分の「納税証明書（その2）」

1. 学歴

注) 中学校以降を記入。欄が不足する場合は別の用紙(書式自由)に記入してください。

西暦	年	月～	年	月	中学校(以下学校名記入)
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	

2. 職歴

注) 欄が不足する場合は別の用紙(書式自由)に記入してください。

西暦	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	
	年	月～	年	月	

3. 奨学金を希望する理由(詳しく記入してください)

●この奨学金を知ったきっかけ(複数回答可)

- 本会発行の准看護師会員向け冊子「未来に向かって」
- 本会機関紙「協会ニュース」
- 本会公式HP
- 都道府県看護協会の広報・研修等
- 学校のHP・説明会・ガイダンス
- 勤務先の看護管理者・上司
- 同僚、友人・知人
- その他 ()

【事務局使用欄】

受付No. 奨学生No.

全員提出

様式 1

看護師学校養成所2年課程（通信制）進学者に対する奨学金願書・履歴書

公益社団法人日本看護協会 様

2025年度の会費を納入後にご応募ください。

日本看護協会
会員番号

1 2 3 4 5 6 7 8

2025年度の会費が、納入済であることが応募条件です。
納入済であれば、☑をしてください。

入会年度 西暦

2 0 X X

年度

会員歴（通算）

10 年

※ 太線内はすべてご記入

記入日は必ず記入してください。

記入日 西暦 20XX年 4月 10日

氏名	フリガナ（姓） 漢字（姓）	カンゴ 看護	フリガナ（名） 漢字（名）	ハナコ はな子	印 看護
生年月日	西暦 XXXX年 XX月 XX日生		満 XX歳	男・女	
現住所	〒150-XXXX 部 道 東京 府県	渋谷区神宮前	〒150-XXXX 部 道 東京 府県	渋谷区神宮前	
電話番号	03-XXXX-8543	XXXX-8802	shogakukin@〇〇.co.jp	shogakukin@〇〇.ne.jp	

【メールアドレス】
連絡手段として必ず記入してください。

【2025年4月現在の学年】
応募時点で入学前の場合は
1年生と記入してください。

20XX年4月現在の学年	1 年生	卒業予定年月	西暦 20XX年 3月
貸与希望額（年額）	36万円	48万円	
奨学金貸与希望期間	1年間	2年間	

【貸与希望額】
希望の金額いずれかを
○で囲んでください。

【奨学金貸与希望期間】
希望の期間いずれかを
○で囲んでください。
※2年生の場合は1年間
のみとなります。

勤務先	名称	表参道日看総合病院	TEL	03-XXX
ない場合は✓ ⇒□	所属部署	看護部		
	所在地	〒150-XXXX 部 道 東京 府県		

ご自身の他の借入金 有 無 ⇒有の場合、下記チェックリスト【他の借入がある方のみ】の書類も提出してください。

※ 他の借入とは、住宅ローンやマイカーローン、カードローン、他機関の奨学金（返済要のもの）など、返済が必要な借入金すべてを含みます。ただし、ご家族名義の住宅ローンの場合で、自身は連帯債務者でなく返済にも関与していない場合などは、除外します。

【チェックリスト】
本紙「願書・履歴書」の他、下記すべてを用意し口印に✓を入れてから、本紙と共に封入し送付してください。

【全員提出】 様式2 誓約書 学校証明書類（下記※1参照） 本人および連帯保証人の収入証明資料（下記※2参照）

【他の借入がある方のみ】 様式3 借入返済計画表 他の借入金の現在の借入状況がわかる書類の写し（返済予定表等）

※1 20XX年3月以前応募者：合格通知の写し（既に在学中の20XX年4月以降応募者：在学証明書の原本（20XX年4月）
※2 応募者本人：令和X年分の「給与所得の源泉徴収票」の在職証明書原本をご提出ください。
連帯保証人がお勤め：令和X年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本をご提出ください。

必要書類が1点でも不足している場合は、受付できません。
封入前に書類がすべてそろっているかを✓してください。

【ご自身の借入金】

他の奨学金制度やローンとの併用は可能です。「有」か「無」に✓を記入してください。

- 注意点
- ・応募書類は黒のボールペンで記入してください（消える可能性のあるものは使用不可）。
 - ・誤って記入した箇所は、二重線を引き、実印で訂正印を捺印してください。

1. 学歴 注) 中学校以降を記入。欄が不足する場合は別の用紙(書式自由)に記入してください。

西暦	1998	年	4	月～	2001	年	3	月	神宮前	中学校(以下学校名記入)
	2001	年	4	月～	2004	年	3	月	●●高等学校衛生看護科	
	20XX	年	4	月～	年	年	月	月	●●看護専門学校(2年課程通信制)	
		年	月	～		年	月	月		
		年	月	～		年	月	月		
		年	月	～		年	月	月		

2. 職歴 注) 欄が不足する場合は別の用紙(書式自由)に記入してください。時系列で記入してください。

西暦	2004	年	4	月～	2012	年	6	月	原宿総合病院
	2012	年	7	月～	年	年	月	月	表参道日看総合病院入職 現在に至る
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	
		年	月	～		年	月	月	

3. 奨学金を希望する理由(詳しく記入してください)

ご記入ください

詳しく記入してください。
空欄は不可となります。

●この奨学金を知ったきっかけ(複数回答可)

- 本会発行の准看護師会員向け冊子「未来に向かって」
- 本会機関紙「協会ニュース」
- 本会公式HP
- 都道府県看護協会の広報・研修等
- 学校のHP・説明会・ガイダンス
- 勤務先の看護管理者・上司
- 同僚、友人・知人
- その他()

アンケートにご協力ください。
(複数回答可)

- 注意点
- ・応募書類は黒のボールペンで記入してください(消える可能性のあるものは使用不可)。
 - ・誤って記入した箇所は、二重線を引き、実印で訂正印を捺印してください。

誓 約 書

公益社団法人日本看護協会長 様

私は、公益社団法人日本看護協会看護師学校養成所2年課程（通信制）進学者に対する奨学生として採用されたときは、貴会の規程に従い、奨学生としての本分を尽くします。

奨学金を借用したときは、借用証書の定め及び貴会の規程を遵守し、貸与期間終了後は奨学金返還計画書のとおり滞りなく返還します。

記入日 西暦 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

実印

【連帯保証人】 必ず連帯保証人自身が自署し、印鑑登録している印鑑を捺印すること。

私は、上記の者が公益社団法人日本看護協会看護師学校養成所2年課程（通信制）進学者に対する奨学生として採用されたときは、奨学金返還計画書を確認のうえ、奨学生本人の債務について保証し、奨学生本人が債務を履行しないときは、奨学生本人と連帯して履行する責任を負います。

また、連帯の責任について様式 2-2 記載事項を確認しました。

実印

氏名	ｶﾅ (姓)		ｶﾅ (名)	
	漢字 (姓)		漢字 (名)	
生年月日	西暦	年 月 日生	満 歳	続柄：
現住所	〒	都 道 府 県		
電話番号	- -	PCメールアドレス		
携帯電話	- -	携帯 メールアドレス		
勤務先 いずれかに チェック✓ <input type="checkbox"/> お勤め <input type="checkbox"/> 自営業	名称			所属部署電話番号
	所属部署			- -
	所属部署 所在地	〒	都 道 府 県	
他の奨学金借入の連帯保証の有無 ✓ <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> なっていない ※他の奨学生の連帯保証人をされている場合は、連帯保証人になることはできません。		

※ 年金収入のみの方は連帯保証人になることができません。

※ 勤務先欄を自営業にチェック✓した場合：会社名や屋号がある場合は（名称）欄に記入してください。

連帯保証人の責任について

- * 連帯保証人は、奨学生の奨学金の返還について、奨学生と同等の責任を負います。連帯保証人の特性については、民法に定められています。事前に下記をご確認ください。

連帯保証人には、「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」「分別の利益」がありません。

①「催告の抗弁権」がありません

- ・ 催告の抗弁権とは・・・・・・・・
- 債権者（日本看護協会）が保証人に債務の履行を請求した場合、まずは奨学生自身に催告するよう求める権利

②「検索の抗弁権」がありません

- ・ 検索の抗弁権とは・・・・・・・・
- 債権者（日本看護協会）が保証人に請求した場合、奨学生自身に弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを証明した場合に、まずは奨学生自身の財産に執行するよう求める権利

③「分別の利益」がありません

- ・ 分別の利益とは・・・・・・・・
- 保証人が複数いる場合に、保証人の頭数で分割された保証債務の範囲でのみ責任を負うことで足りるという利益（例：総額 100 万円の奨学金返還義務に対し 2 名の保証人がいる場合、50 万円ずつの保証債務を負うこととなること）

奨学生が滞納した場合

- ・ 奨学生が奨学金の返還を滞納した場合、連帯保証人の方へ代わってお支払いをお願いする場合があります。奨学生の滞納について文書を送付しますので、当該内容に従ってください。
- ・ 奨学金の返還が滞納する等一定の場合に、奨学生と共に連帯保証人の方に法的措置をとらせていただきますので、ご注意ください。

誓 約 書

公益社団法人日本看護協会長 様

私は、公益社団法人日本看護協会看護師学校養成所2年課程（通信制）進学者に対する奨学生として採用されたこと、貴会の規程に従い、奨学生としての責務を自覚します。奨学金の貸与決定後、奨学金の返済に努めます。奨学金の返済終了後は、

すべての項目を記入してください。

記入日 西暦 20XX 年 4 月 10 日

〒150-XXXX

住所 東京都渋谷区神宮前〇-〇-〇 ナースハイツ 201

氏名 看護 はな子

実印



【連帯保証人】 必ず連帯保証人自身が自署

【実印】

奨学生・連帯保証人ともに印鑑登録した実印を捺印（貸与決定した場合、印鑑登録証明書と照合します）

私は、上記の者が公益社団法人日本看護協会（通信制）進学者に対する奨学生として採用されたこと、貴会の規程に従い、奨学生としての責務を自覚します。奨学金の貸与決定後、奨学金の返済に努めます。奨学金の返済終了後は、

保証し、奨学生本人が債務を履行しないときは、連帯保証人としての責任を負います。上記の事項を確認しました。

実印



【連帯保証人の情報】

必ず連帯保証人自身が、署名押印してください。代筆は厳禁です。

氏名	漢字(姓)	日 看	名(名)	907
	漢字(名)	太 郎		
生年月日	西暦 XXXX 年 XX 月 XX 日生	満 XX 歳	続柄:	実兄
現住所	〒XXX-XXXX 都道 東京 府県 中央区晴海〇-〇-〇 シャイニン			
電話番号	03 - XXXX - 1234	PCメールアドレス	abcd.xyz@〇〇	
携帯電話	070 - XXXX - 5678	携帯メールアドレス	kan.taro@〇〇	
勤務先 いすれかに チェック✓ ☑ お勤め ☐ 自営業	名称	株式会社 日本看護		所属部署電話番号
	所属部署	管理部		03 - XXXX - 8543
	所属部署 所在地	〒104-XXXX 都道 東京 府県 中央区築地〇-〇-〇		
他の奨学金借入の連帯保証の有無	☑ なっていない		※他の奨学生の連帯保証人をされている場合は、連帯保証人になることはできません。	

【続柄】

奨学生から見た連帯保証人との関係例：父、母、子、兄、弟、姉、妹、義父、義母、知人

【勤務先】

「自営業の場合」（名称）欄に業種（屋号がある場合は屋号）を記入してください。

（業種：「農業」、「製造業」など／屋号（雅号）：「〇〇商店」、「〇〇事務所」、および「ペンネーム」など）

「所属部署電話番号」には、営業の拠点や営業用電話番号を記入してください。

- 注意点
- ・応募書類は黒のボールペンで記入してください（消える可能性のあるものは使用不可）。
 - ・誤って記入した箇所は、二重線を引き、実印で訂正印を捺印してください。

※ 今回申請する奨学金以外に、応募者ご自身に他の借入金がある方のみ

借入返済計画表

(単位：円、%)

借入者	借入内容		借入(現在)残高	年間返済額	年間収入額
本人	今回申請する奨学金				
	その他借入 (要添付書類 ※下記参照)	他の奨学金 借入			
		住宅ローン			
		その他ローン			
同一生計の 家族他	その他借入 (要添付書類 ※下記参照)	他の奨学金 借入			
		住宅ローン			
		その他ローン			
合計				(A)	(B)
年間世帯返済比率(A÷B)×100			%		

以上、事実と相違ありません。

記入日 西暦 年 月 日

氏名 _____ (印)

【添付書類】

「その他借入」の現在の借入れ状況がわかる書類の写し(借入先発行に限る 例:返済予定表)
下記が確認できれば、形式は問いません。

- ・借入者の名義 (自身が連帯債務者であって名義が家族である場合、その旨を明記)
- ・毎月の返済額
- ・応募時点の現在残高

【ご留意事項】

年間世帯返済比率が下記基準を超過する場合、貸与できない場合があります。

世帯年収400万以上：概ね30%

世帯年収400万未満：概ね25%

【借入返済計画表】

今回申請する奨学金以外に、応募者ご自身に他の借入金[※]がある方のみご提出が必要です。
 ※他の借入金：住宅ローンやマイカーローン、カードローン、キャッシング、他機関の奨学金など、返済が必要な借入金すべてを含みます。
 ただし、ご家族名義の住宅ローンの場合で、自身は連帯債務者ではなく、返済にも関与していない場合などは、除外します。

該当者のみ提出

様式3

※ 今回申請する奨学金以外に、応募者ご自身に他の借入金がある方のみ

左記「貸与希望額」÷4年(最長返還年数)
 例：720,000÷4=180,000 以上の金額を記入

願書の「貸与希望額」に記入した金額
 ※2年間貸与希望の場合、総額

借入返済計画表

申請日現在の借入残高を記入

(単位：円、%)

借入者	借入内容		借入残高 (申請時)	年間返済額	年間収入額
本人	今回申請する奨学金 (必須)		720,000	180,000	6,000,000
	その他借入 (要添付書類 ※下記参照)	他の奨学金 借入	960,000	240,000	
		住宅ローン	5,000,000	600,000	
		その他ローン			
同一生計の 家族他	その他借入 (要添付書類 ※下記参照)	他の奨学金 借入			5,000,000
		住宅ローン	5,000,000	600,000	
		その他ローン	300,000	150,000	
合計			11,980,000	(A) 1,770,000	(B) 11,000,000
年間世帯返済比率 (A÷B) × 100				16.1 %	

年間の返済額を記入

年間の収入額を記入

年間の収入合計額を記入
 6,000,000+5,000,000=11,000,000

以上、事実に相違ありません。

$1,770,000 \div 11,000,000 = 0.160909... \Rightarrow 16.1\%$

記入日 西暦 20XX 年 4 月 10 日

氏名 看護 はな子 ㊞

【添付書類】

「その他借入」の現在の借入れ状況がわかる書類の写し(借入先発行に限る、例:返済予定表)
 下記が確認できれば、形式は問いません。

- ・借入人の名義 (自身が連帯債務者であって名義が家族である場合、その旨を明記)
- ・毎月の返済額
- ・応募時点の現在残高

【ご留意事項】

年間世帯返済比率が下記基準を超過する場合、貸与できない場合があります。

世帯年収400万以上：概ね30%

世帯年収400万未満：概ね25%

**公益社団法人日本看護協会
看護師学校養成所2年課程(通信制)進学者に対する
奨学金規程**

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会（以下「**本会**」という。）が貸与する看護師学校養成所2年課程(通信制)進学者に対する奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として貸与するものを行い、奨学金の貸与を受ける者で、奨学金を全額返還するまでの間の者を奨学生という。

(奨学金の受給資格)

第3条 日本国民であって保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号に該当する者が、奨学金の受給資格を有するものとする。

- (1) 本会の会員であり、奨学金応募時点で、当該年度の会費が納入済みである者
- (2) 看護師学校養成所2年課程(通信制)に在籍している、又は在籍することが決定している者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、1年間又は2年間とする。
2 奨学金の貸与額は、年額36万円又は48万円とする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学金希望者は、願書・履歴書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。

- 2 連帯保証人は1名とし、次の各号の要件を備える者とする。
 - (1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
 - (2) 他の連帯保証人となっていないこと
 - (3) 国内に住所を有すること
 - (4) 奨学生との連絡が確保されること
- 3 奨学金希望者で、他の借入がある者は、借入返済計画表を本会に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第7条 会長は、申込期日までに到着した願書・履歴書等により会員歴の長短等を基準に奨学生を決定し、奨学金希望者及び連帯保証人に通知する。

- 2 奨学生の決定に必要な事項は、会長が別途募集要項に定める。

(奨学金借用証書の提出)

第8条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ、期日までに本会に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、年額を1年ごとに一括交付する。

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は、受講修了後に就職した場合、本会の求めに応じて、在職を証明する書類を本会に提出しなければならない。

2 奨学生は、奨学金を全額返還するまでの間、各年、会費を納入しなければならない。

3 奨学生は、奨学金を全額返還するまでの間、本会と必ず連絡が取れる状態とし、自宅及び勤務先の住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、本会に届け出なければならない。

(受講中止による奨学金の取扱)

第11条 奨学生が、受講を中止したときは、奨学金を滞滞なく返還しなければならない。

(変更の届出)

第12条 奨学生で奨学金返還未済の者が、次の各号の一に該当するときは、直ちに本会に届け出なければならない。この場合、第4号の規定による連帯保証人にかかる届出については当該連帯保証人と、第5号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 修学を長期にわたって中断し、又は再開したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 奨学生、又は連帯保証人の氏名、住所、又は職業その他の重要な事項に変更があったとき
- (5) 連帯保証人を変更したとき

(死亡の届出)

第13条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届を滞滞なく本会に提出しなければならない。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学金の貸与を辞退する奨学生は、次の各号の一に掲げる必要書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金辞退届
- (2) 2年目の貸与を辞退する者にあつては、奨学金借用変更証書

(貸与の休止及び身分の喪失)

第15条 本会は、奨学生が修学を長期にわたり中断するときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生が、次の各号の一に該当するときは奨学生の身分を喪失する。

- (1) 死亡したとき

- (2) 心身の障害により、修学の継続ができないとき
- (3) 奨学金の交付を辞退したとき
- (4) 第3条に定める奨学生の受給資格を喪失したとき
- (5) 休学期間が1か年を超えるとき
- (6) その他奨学生として適当でないと本会が認めたとき

(貸与の再開)

第16条 本会は、前条第1項により奨学金の貸与を休止された者について、その事由が解消したと認めたときは、休止された者の願書により貸与を再開することができる。

(利息)

第17条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

- 第18条 奨学生は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か月後に返還を開始しなければならない。
- 2 返還の期間は最長4年以内とし、一括、又は割賦により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
 - 3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生の都合により、繰り上げて行うことができる。繰り上げ返還を希望する者は、繰上返還申込書を提出しなければならない。
 - 5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。
 - (1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき
 - (2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
 - (3) 各年の会費を納入せず、又は退会したとき
 - (4) 連帯保証人が立てられなくなったとき
 - (5) 本会と連絡が取れなくなったとき
 - (6) その他奨学生として適当でない行為があったとき
 - 6 本人に返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(返還の督促)

- 第19条 奨学生が、奨学金の返還を延滞したとき（前条第5項の場合を含む）は、毎月返還を督促する。
- 2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当するときは、その者の連帯保証人にも行う。
 - (1) 奨学生の所在が知れない、又は連絡が取れないとき
 - (2) 前項の規定による督促を3か月重ねても、奨学生が奨学金を返還しないとき
 - (3) その他特別の事情があるとき

(返還の強制)

第20条 奨学金の返還を延滞している奨学生又は連帯保証人が、前条に規定する督促を重ねても、延滞している奨学金を返還しないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法に定める手続により、本会は返

還未済額の全額を一括で返還させることができる。

- 2 前項に規定する手続を行っても、返還未済額の全額が返還されないとき、又はその他特別の必要があると認められるときは、民事執行法その他の法令に定める手続により、本会は返還未済額の全額を一括で返還させることができる。
- 3 前2項に規定する手続に要した費用は、奨学生等の負担とする。

(延滞金)

第21条 本会は、奨学生が奨学金の返還を著しく遅延したときは、奨学生又は連帯保証人より、延滞金を徴収することができる。

(奨学金の返還猶予)

- 第22条 奨学生が次の各号の一に該当すると本会が認めたときは、奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 災害、又は傷病により返還することが困難になったとき
 - (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき
- 2 返還猶予の期間は1年以内とし、さらに事由が継続すると本会が認めたときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予できる期間は通算して3年を限度とする。

(返還猶予の願出)

- 第23条 前条の規定により、奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を本会に遅滞なく提出しなければならない。
- 2 奨学金の返還猶予を受けようとする者が、自身で奨学金返還猶予願を提出することが困難な場合に限り、配偶者等の親族又は連帯保証人は、代理として奨学金返還猶予願を提出することができる。

(返還猶予の決定)

第24条 本会は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人、連帯保証人及び前条第2項により代理として奨学金返還猶予願を提出した者に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

- 第25条 本会は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還未済額の全部、又は一部の返還を免除することができる。
- (1) 死亡したとき
 - (2) 精神、又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
 - (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第26条 前条の規定により、奨学金の返還免除を受けよう

とするときは、奨学生又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願を本会に提出しなければならない。

- 2 奨学金の返還免除受けようとする者が、自身で奨学金返還免除願を提出することが困難な場合に限り、配偶者等の親族又は連帯保証人は、代理として奨学金返還免除願を提出することができる。

(返還免除願出の期限)

第27条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと本会が認めるときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第28条 本会は、奨学金返還免除願の提出があったときは、内容を審査のうえ、対応を決定し、その結果を本人、相続人、連帯保証人及び前条第2項により代理として奨学金返還免除願を提出した者に通知するものとする。

第5章 雑 則

(実施細則)

第29条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第30条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月20日に制定し、平成20年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成21年11月20日に改正し、平成21年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年11月18日に改正し、平成22年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年11月16日に改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年9月18日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年2月27日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和6年2月21日改正、令和6年7月1日から施行する。

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 5-8-2

公益社団法人日本看護協会 管理部業務 2 課
奨学金事務局

看護師学校養成所 2 年課程（通信制）進学者
に対する奨学金担当

キリトリ

応募書類送付ラベル・・・点線に沿って切り取ると、
宛名としてご利用いただけます。

※ 応募書類一式は、日本看護協会公式ホームページより
ダウンロードできます。

トップページ「看護職の皆さまへ」>「奨学金・助成金」>「奨学金制度」
>「看護師学校養成所 2 年課程（通信制）進学者に対する奨学金」
>「奨学金の応募方法」にお進みください。



https://www.nurse.or.jp/nursing/scholarship_subsidy/scholarship/ninenkatei/oubo.html

【応募書類受付期間】

第 1 期：2025 年 1 月 15 日（水）～ 2 月 26 日（水） ※ 必着

第 2 期：2025 年 3 月 3 日（月）～ 4 月 25 日（金） ※ 必着

【応募書類提出・お問合せ先】

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 5-8-2

公益社団法人日本看護協会 管理部業務 2 課 奨学金事務局

（看護師学校養成所 2 年課程（通信制）進学者に対する奨学金担当）

TEL：03-5778-8543（平日 9:00～12:00、13:00～17:00）

FAX：03-5778-5601

E-mail：shogakukin@nurse.or.jp

個人情報保護について

日本看護協会が奨学金事業に関して取得する個人情報は、本会個人情報保護方針に基づき、本会の奨学金事業に関する業務に限定して使用します。